

仙台フットボールクラブ ARDORE 規約

仙台フットボールクラブ ARDORE

ユース U-18

ジュニアユース U-15

1【名称】

本サッカークラブ(以下「本クラブ」という)は名称を「仙台フットボールクラブ ARDORE ユース U-18」「仙台フットボールクラブ ARDORE ジュニアユース U-15」と称し、略称を「仙台 FC ユース」「仙台 FC ジュニアユース」とする。

2【所在地】

本クラブは、〒981-3135 仙台市泉区みずほ台2 4-1 サンコートリバーみずほ台1 10号に事務局を置き、仙台市内または仙台市近隣のグラウンドを活動の拠点とする。

3【目的】

本クラブはサッカーというスポーツを通して子供たちの健全な育成、人間形成という部分をチームの目的とする。

4【入会資格】

1. 本人及び法定代理人(親権者又は後見人)が、本クラブの目的に賛同し、かつ、本規約その他本クラブの諸規則を厳守する旨を誓約すること。
2. スポーツを行うに適した健康状態であること。

5【入会手続き】

所定の手続きに従い本クラブへの入会申込を行う。

6【年会費及び会費】

会員は、次に定める年会金及び、会費を納入しなければならない。

1. 入会金 入会時に納入する。
2. 月会費 毎月月末に納入する。
3. 年間バス維持費 年末までに納入する。
4. 前項の年会費及び会費の金額は、別紙に定める通りとする。
5. 会費の納入方法は、原則として毎月末までに自動振替にて納入するものとする。
6. 一旦納入した年会費及び会費は、理由のいかんを問わず返還しない。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。
7. 退会を希望する者は、退会希望日の属する月まで月会費を納入しなければならない。
8. 年会費または会費を変更する場合、2ヶ月前までに予告するものとする。

〔交通費〕

移動にかかる費用は、会員負担とする。また、希望者によってはバス送迎も運行する。

〔遠征費〕

遠征による交通費、宿泊費等は別途会員負担とし、事前に金額を提示し前納とする。

7【会費の滞納】

会員が会費の納入を怠った場合、本クラブはその会員に対する指導を停止、または、その会員を退会させることが出来る。ただし、事前に本クラブの承認を得ているときはこの限りではない。

8【遵守事項】

会員は、次の事項に遵守しなければならない。

1. 入会の際に、所定の「入団届」に親権者が記名捺印の上、本クラブに提出する事。
2. 規約及び本クラブの諸規則を遵守する事。
3. 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

9【禁止事項】

会員は、次の各行為を行ってはならない。

1. 本クラブの内部事情(練習の内容)を第三者に開示する事。
2. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為。
3. 本クラブの名誉または利益を害する行為。
4. 本クラブを利用して宗教団体、政治団体等、各種団体関連の勧誘及び、一切の活動。
5. 会員への営利目的の活動。

10【練習日程及び期間】

本クラブの練習及び指導は、別紙に定める日程及び期間に基づき実施する。ただし、悪天候・交通機関の途絶・練習場の状況等やむを得ない事由が生じた場合には、活動を変更、及び休止することがある。

11【保険】

1. 会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。
2. 前項の保険に関する費用は会員が負担する。
3. 1の保険加入手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

12【負傷時の処置】

1. 会員が練習及び試合中に負傷した場合には、本クラブが応急処置をとる。
2. 前項の応急処置後の治療、ないし治療における費用はすべて会員の負担とする。
3. 会員は、練習中及び試合中に負傷した場合には、直ちに本クラブに対し事故通知を提出しなければならない。(電話による通知も認める)

13【事故の保障】

本クラブの活動中(練習・試合会場への往復途上も含める)に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款通りとする。

14【休会・退会手続き】

会員が休会しようとする時は、休会しなければならない事由を説明し、本クラブの承認を得るものとする。

会員が退会しようとする時は、退会希望日の1ヶ月前までにコーチに申し出るとともに、所定の退会届に必要な事項を記入し事務局に提出しなければならない。

16【除名】

会員が次の事項いずれかに該当した場合は、直ちに除名することが出来る。

1. 本規約に違反したとき
2. 刑罰法規抵触する行為を行ったとき
3. 会費を2ヶ月以上滞納したとき

10【閉鎖】

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には3ヶ月前に予告する事により無条件に閉鎖する事ができる。ただし、天災、地変その他不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときには、予告をせずに直ちに閉鎖する事が出来る。

17【事故の責任】

会員は、本クラブにおける活動及び本施設利用に際しては、コーチ及び施設責任者の指示及び本クラブの諸規則にしたがって行動するものとし、これに違背して災難・傷害その他の事故が発生しても本クラブ及びコーチ等に対し何ら損害賠償を請求しない。

18【改正及び細則】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正出来るとともに、本規約に定めのない事項について細則を定める事が出来る。

19【施行】

本規約は、平成20年3月1日から施行する。

◇指導部一覧

クラブ代表	越川	直孝		
	渡部	新一	公認C級ライセンス資格	取得
	菅野	北斗	公認C級ライセンス資格	取得
	保坂	健夫		
	下山	真利		

◇対象年代

高校3年生・高校2年生・高校1年生
中学3年生・中学2年生・中学1年生

◇活動場所

仙台市立七北田中学校(仙台市泉区)
仙台市立鶴が丘中学校(仙台市泉区)
仙台市立虹の丘小学校(仙台市泉区)
仙台市立市名坂小学校(仙台市泉区)
仙台市立岩切小学校(仙台市宮城野区)

◇練習日程及び期間

ユース 火・木・金 (火・金→鶴が丘中学校)
(木→七北田中学校)
ジュニアユース 火・木・金 (火・金→鶴が丘中学校)
(木→七北田中学校)

18:45～21:00(基本時間)

土日祝日は、各会場にて練習、及び試合の予定。

◇他活動予定

長期休み(春休み・夏休み・冬休み)東北各県、関東、関西、東海方面へ遠征予定

◇年会費、及び会費

- ・月会費/8,000円(ユース・ジュニアユース一律)
※兄弟割引→会員である期間が同時期の場合は、1名につき月額6500円とする
- ・バス送迎費1回/片道150円・往復300円(希望者のみ)
- ・入会金/8,000円(初年度のみ)
- ・年間バス維持費/10,000円(毎年)
- ・年会費(チーム及び選手登録料)/6,000円(ジュニアユース) /9,000円(ユース)
※内訳;日本サッカー協会、宮城県サッカー協会、日本クラブユースサッカー連盟、東北クラブユースサッカー連盟、スポーツ安全保険料
- ・大会、練習試合等交通費 東北圏内/1,000円 東北圏外/1,500円

◇クラブ理念◇

サッカーというスポーツを通じて、健全な成長を願うと共に、学問においても怠ることなく努力し、常に何事においても向上心を持ち、前向きに物事を考え、行動していく選手を目指す。また、スポーツに関わる事により、自分自身の価値を豊かなものとし、他のチームやスポーツに取り組む仲間たちと共に力を合わせ、健全で、純粋たる社会を築き上げていくよう努力する。

◇指導方針◇

ゴールを奪うことへの執念を出して、相手に攻めていける、危険性を感じて守れる、失敗に下を向かず改善し、再チャレンジする姿勢。努力の積み重ねによって構築される真の実力、我慢の大切さ、仲間、スタッフとの信頼を体感、経験し、自分の飛躍、成長につなげていけるよう指導する。